

Title	カリフォルニア大学バークレー校所蔵『百人一首秘註』と中院通村の百人一首注『後十鈔』
Author(s)	田島, 智子
Citation	詞林. 1990, 7, p. 42-53
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/67285">https://doi.org/10.18910/67285</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# カリフォルニア大学バークレー校所蔵『百人一首秘註』と 中院通村の百人一首注『後十鈔』

田島 智子

はじめに

カリフォルニア大学バークレー校所蔵のコレクションに『百人一首秘註外歌書註釈八冊』なる書がある(注1)。外題の示すとおり、第一冊目は百人一首の注であり、他七冊は別種の百人一首注及びその他の歌注である。この第一冊目がいささか興味深いものなので、ここに紹介させていただく。

国文学資料館がバークレー校を調査した際の、紙焼写真に基づき紹介であるので、書誌的な報告は不完全にならざるをえないが、判明するかぎりを述べる。外題は表紙左に『百人一首秘註外歌書註釈八冊』とあり、内題はない。『百人一首秘註』なる書名が本来のものかどうか不明であり、普通名詞として付されているものかもしれないが、以後そう称す。奥書・識語の類は一切ない。

墨付二二九丁。漢字平仮名片仮名交じりで、一面六行から七

行。達筆だが、非常に急いだ書き方であり、所々乱雑に墨で消して書き直してある。メモとして書かれたことを予測させる。

一丁オに天智天皇歌・持統天皇歌・柿本人麿歌が記されている。一丁ウから四丁オまで序説、四丁ウから歌注が始まる。歌一首の注におよそ二丁が費やされており、百首全ての注が存する。

三十一丁と三十三丁の間に錯簡がある。本来逆だったはずだが、三十三丁ウ末行と三十四丁オ一行目の書き出しの高さが同じであるため、綴じ誤ったものか。また、以下の四カ所は白紙である。

三十二丁オ(第二十三大江千里歌注の途中)

三十九丁ウ四行目以後と四十丁

(第二十八源宗干歌注の後)

七十八丁ウ四行目以後と八十丁

(第六十一伊勢大輔歌注の後)

一〇四丁オ二行目以後と一〇四丁ウ

(第八十待賢門院堀川歌注の後)

三十二丁オ千里歌の途中に白紙があるのは、錯簡によって生じたものか。しかし、原本を見ていない現時点では、原因は不明というしかない。残りの白紙は、ちょうど二十首から三十首置きに等間隔にある。講義がいったんそこで終了したという、区切りを示している可能性が考えられよう。

一 序説の検討

序説は、

一此百人一首といふ事

○定家卿山荘の歌也

人ことに山荘ハアル物也

隱遁の所也

に始まり、

①「しのはれむ物とはなしにをくら山軒はの松そなれて久

しき」といふ定家歌があること

②新古今が花ばかりで実がなく定家の心になわなかつた

こと

③為家の時から流布したこと

などが、述べられている。このような内容の序説を持つ注は、近世初期から中期にかけて最も尊重された『百人一首幽齋抄』である(注2)。紙面の都合上『幽齋抄』の全文を掲げるわけ

にはいかないが、①③の内容が、述べられている。しかし、詳しく両者を比較すると、微妙に異なる箇所がある。それは、②の項目についてである。『幽齋抄』では、

此集(新古今集)は偏に花を本として実を忘れたるにより本意とおぼさぬなるべし。科れば黄門の心あらはれがたき事を口惜く思ひ給故に古今百人の歌を撰て山荘にをさる、物也。此百首の大意は実を宗として花を少兼たり。其後堀河院御時勅を承はりて新勅撰集を撰はる。此集の心は新古今を、すべきのために力を入れて実のある歌を入られたり。新勅撰と此百首の心おなじかるべし。(注3)

と、述べている。波線部によって要約すると、新古今和歌集が花ばかりであったのを正そうと百人一首を撰んだのであり、この百首は実を旨とし花を少し兼ねている、新勅撰集もこの百首の心と同じである、となろうか。一方、『百人一首秘註』では、

○然者此百首アツムル事ハ

○新古今集

定家心ニかなハス○其子細ハ

実ヲ忘れ 花はかりニテ

ソ、きたる体ナル故也

○それニヨリテ○後堀河院御時

新勅撰ヲ申ウケテ撰集也

是又○花ヲちらして○実はかり也

こゝに子細アリト

それハ○定家ハ実ハカリヲこのむ物ト

イワレシトて○我山莊ニ

此百首ヲ書付テヲカル、也

と、なっている。要約すると、新古今集が花ばかりであったのを正そうと新勅撰集を撰んだところが、今度は実は花ばかりであった、それを訂正する目的で百人一首を撰んだ、となる。つまり、新古今和歌集が花ばかりで、百人一首が花実相兼である、という点では両者同意見だが、新勅撰集については『幽斎抄』は花実相兼という説、『百人一首秘註』は実は花ばかりで不本意だったという説をとっている。

後者は、どのような流れを受けた説なのだろう。その手がかりとなるものに、『後陽成抄』と呼ばれている後陽成天皇の注がある。江戸期、皇室においても盛んに百人一首の注釈が行なわれていた。その最初期の注である。後陽成天皇独自の注はあまり見られないが、現存しない注も含めて、様々な先行注を集成しており、その意味でも貴重な資料である。その中に、

称名院一説、新古今を撰せらるゝ時分は、定家卿母逝去にて喪にゐられしかば無出頭、依之新古今彼卿の氣に合ざりしと也。新古今あまりに花やか過ぎたるによりて、新勅撰には実過ぎたと也。此百首の巻頭に天智天皇ををかるゝ事は、天下の民をあはれみ給故と云々。(注4)

という、称名院の一説が引かれている。これは、波線部「新勅撰には実過ぎたと也」から推して、『百人一首秘註』と同じ

く、新勅撰集は実は花ばかりで、定家は不本意だったという説と思われる。称名院とは、三条西実隆の子公案である。『百人一首秘註』が、三条西家流の注を受け継いでいる可能性をまず指摘できよう。

## 二 歌注の検討

序説は、概ね『幽斎抄』に類似し、三条西家の流れも受けているようであった。では次に、巻頭歌天智天皇「秋の田のかりほの庵の苫をあらみわか衣手は露にぬれつゝ」から歌注を検討しようと思うが、その前にこの歌に施されてきた注の概観を、代表的な書によって示しておく。

『宗祇抄』は、二条家流の古注であるがそれには、

かりほの庵とは、一説は苜蓿の庵、一説にはかり庵のいほ也。苜蓿の時もかりをとよむへきとそ。但猶かり庵よろしかるへきにや。古の歌はおなしことをかさねよむ事、常の儀也。さて歌の心は、秋の田の庵のその時過ぎて、秋も末に成つて苦なとも朽はて、露をふせく事もなきまゝ、露のたうくゝとをきあまりたることく、我が袖のぬるゝよし也。

是は王道の御述懐の御歌也。此君九州におはします時、世をおそれ給うてかるかやの関をすへ、往来の人をなす時、世とをし給ふし事あるは、天子の御身にて御用心の事あるは、王道もはや時すきたるかりほの庵にて可覚倍とそ。(以下

略(注5)

と、かるかやの関の説話からめて説明している。かるかやの関の説話とは、『日本書紀』斉明天皇六、七年に記された百濟援兵の記事に由来するものである。『奥儀抄』『和歌童蒙抄』等の歌論書によれば、天智天皇がかかるかやの関を据えて、通る人ごとに名乗りをさせた、それを詠んだのが「朝倉や木の丸殿に家いして名乗りをしつついくはたがごぞ」という歌であるという話である。『宗祇抄』は、天子の身で関を握えて用心しなければならぬのは、王道が衰えたからであり、これは王道述懐の歌であると理解している。

『幽斎抄』は、『宗祇抄』系の古注を根幹に、師三条西実枝(三光院)の説等を付加えたものだが、それには『宗祇抄』の注に加えて、

かりほは穂と云説あれどもただかりほとよむべし。猶是を尋ぬべしと云事は、此御門は事外勞を御沙汰ありし性也。

其故に民の上を一段つらつら思食かなしみたるなり。時過ぎたるかり庵にて田を守り民の心をつくすを御覧じて、不便のわざかなと天子の御袖になみだをかけられたるを、我衣では露にぬれつつとあそばしたる也。天子の御歌にて尤も感深きなり。〈中略〉御説と云々。此裏の奥儀は諒闇の御歌なり。平民のものも倚廬とて父母喪の時、つつしみ居る所なり。天子は諒闇の時父御門の御かなしびにつきて、かり庵を作りかたはいにして板布を掲げ、あしの簾をかけ

苦にふし壊を枕にすといふなり。〈中略〉孝行の道を上下万民本とする故に、此歌を定家卿百人一首の巻頭にをかれしとなり。〈以下略〉

とある。まず「御説」即ち実枝(三光院)説として、天智天皇が特に民をいたわる性分でありこれも民の上を思し召し悲しんだのだ、という説を挙げている。次いで、裏の奥儀は九州で母天皇が薨じた際の諒闇の歌である、という説を述べている。

この他、飛鳥井流かと推定される頼孝本『小倉山庄色紙和歌』には、

〈前略〉これはつくしに御げうかうありしとき、あれたる田のいほを御らんじてみやこいとこひしくて、御身のうへをしゆつくわいの御うたなり。〈以下略〉(注6)

と、筑紫行幸の際に荒れた田を見ての述懐の歌とする説がある。古注で行なわれていた説は、以上四説に尽きる。

では『百人一首秘註』を見てみよう。

① 一此御製巻頭二人ル事ハ  
政道明王の徳ヲほむる義也

② ○凡天下ノ民ハ

○春耕夏耘秋蒔冬蔵

ト申テ

○春ノスキカヘシヨリ○辛勞スル也

③ ○されハ其ヲおほしメシテ

○万民の上ヲ 御憐愍の

御ころより○譬ハアノ民の

○秋の田の

かりそめナル○疎屋

風毛露モタマラヌ

ヨリモ万民ヲおほしメス床の上

○御衣の袖ハ猶ぬれ

まさるとの○御製ナリ

④ ○かりほハカリノ庵也

⑤ ○此御代ハ六十余州ハ申不及

高麗ノ軍ヲタスケ

海ノ外まで○しろしめす御代也

○タイウケ給也

⑥ ○然ニ宗祇抄ニ○イセツノ沙汰アリ

不用也宗祇抄ノル不用ノ事共アリ

子細アリ

とある。途切れがちの文章で内容を把握し難いが、まとめると

① 定家がこの歌を巻頭歌にしたのは、政道明王の徳をほめるためであること。

② 天下の民は、春耕夏耘秋蒔冬蔵と言つて辛勞するものであること。

③ 万民の上を哀れむ心から、疎屋で風も露もたまらない民の袖よりもその袖はぬれまざる、という意味であること。

④ かりほは飯の庵であること。

⑤ 天智天皇の治世には、日本国内だけでなく、高麗の軍をも助け海外まで治めたこと。

⑥ 宗祇抄の異説は不用であること。  
の、およそ六項目にならう。

①から③までは、つまりは民の上を思ひ召し悲しんだという説であり、それは『幽斎抄』に実枝（三光院）説として挙げられていたものである。この説は他にも、常光院流の『経厚抄』冷泉家流の『米沢抄』『天理本間書』『師説抄』等であり、割に広く行なわれていたらしい。だが②「春耕夏耘……」と漢書等の中国古典を引用している点は、他注にない注目すべき特色である（注7）。

④は『宗祇抄』以来の説である。⑤は、『宗祇抄』の、かるかやの関を据えたのは、王道も衰えたしと解する説とは対照的に、天智天皇の治世がすばらしかったことを讃えている。

⑥は、二条家流の『宗祇抄』に批判的である。

ところで、近世初期に、後十輪院と号した中院通村の注である、『後十抄』なる書が成立した。残念ながら『後十抄』自体は現存しないが、それを引用した後水尾院注によって一部を知ることが出来る。『百人一首御講釈聞書』は、後水尾院が寛文元年（一六六一）に朝廷で講義を行なった際の、飛鳥井雅章らによる聞書、『百人一首御抄』は自身による清書本である。より整理の行届いた『百人一首御抄』によれば、『後十抄』は天智天皇歌に、

後十鈔云、称名院説、天皇母后斉明崩シテ諒闇ノ時ノ御製也云々。尤有其理平。黄門ノ意①此御製ヲ巻頭ニ入ラル、故ハ、政道明王ノ徳ヲ褒義也。②凡天下ノ民ハ国家ノ本也。仍テ百姓ノ字ヲミタカラト訓ス。春耕夏耘秋刈冬蔵ム。年中粒々ノ辛苦不可勝計。此苦勞ハ上一人ノ苦也。万民ノ歎ハ上一人ノ樂也。王者ノ道、民ト俱ニ樂ミ民ト共ニ苦ム。サレハ③練屋ノ風モ防得ス露モタマラヌ民ノ袖ヨリモ、万民ヲ思召御袖ハ猶ヌレマサルトノ義也。此歎心ノ故ニ此御代天下治リ、⑤高麗ノ軍ヲモタヌケヘリ。鬻婦、昨日到城郭、帰来涙滿中、遍身綺羅者、不是養蚕人(無名氏)憫農、鋤木日当年、汗滴禾下土、誰知盤中飧、粒々皆辛苦(李紳)。(注8)

と注していたらしい。まず波線部で、称名院公案説即ち、諒闇説に首肯している。その後「黄門ノ意」から自説を展開しているのだが、それには傍線部のごとく『百人一首秘註』と記述の重なる箇所が多く見られる。特色であった②もはたして『後十鈔』にある。『後十鈔』を簡略にするせば、『百人一首秘註』になるのではないかと思わせる。

もう一例、第五猿丸大夫歌「奥山に紅葉ふみわけ鳴く鹿の声聞くととき秋は悲しき」を挙げよう。この歌については「宗祇抄」が、鹿は端山の紅葉が散りあらわになる頃、深山の陰をあてにするということと、此の秋は世間の秋であるということとを注していた。その後『幽斎抄』が、紅葉は奥山から先に散るも

のだから逆である、と指摘して以来、この説が踏襲されている。『後十鈔』『百人一首秘註』も『幽斎抄』と同内容なのだが、三者を比較してみると、『後十鈔』と『百人一首秘註』の近きは歴然としている。次頁参照。傍線で示した如く、叙述の仕方がきわめて似ている。

『後十鈔』を為した通村の父は、也足軒通勝。細川幽斎から和歌や古典を学んだ人物であり、『幽斎抄』の奥書に、「作者之系譜等也足軒被勘加之」と記されていることから、『幽斎抄』に従来にはない整った系図を加えることで貢献のあったことが知られる。母は、京都大学中院本『当家略系図』によれば、細川幽斎の女、実は幽斎の孫であつたらしい。天正十六年(一五八八)、一説には天正十五年(一五八七)に生れ、承応二年(一六五三)に、六十六歳又は六十七歳で没している。通村は、和歌・和学の伝授は、父也足軒通勝より受けたが、父の没後は三条西実条に学んだようである。

通村が、慶安二年(一六四九)三月十八日から、内裏の小御所で百人一首を講じ、後水尾院を初め廷臣が聴聞したことは、『尚嗣公記』『禁裏番衆所日記』によって知られる。『後十鈔』はその際の注かと思われる。

『百人一首秘註』がその『後十鈔』と関連があるとすれば、序説にほの見えていた、三条西家流の影響とも符合する。通村は、三条西実枝(三光院)―幽斎―通勝と繋がる父通勝の教えと、実条の教えを受けているからである。

『幽齋抄』

此歌は、奥山にといへる五もじ干心也。もとの抄云、はやまの紅葉はちりておく山の木葉ちる時分、其かげをたのみてなくといふなり。これはあやまりなり。

もみじは、おく山よりちりては山がおそきものなり。又庭などにあるは、山よりも猶のちにいろづき、ちりなどもするなり。花は又紅葉にかはりて、は山よりさきて次第に山ふかくさき待るにや。此歌は、秋の何の時かなしきといへば、鹿のうち佗て啼ときの秋がいたりてかなしきといふ義なり。

此秋は世間の秋なり。こゑきく人にかぎるべからず。されば余情かぎりなき歌なり。いつれの先達の注にか侍りけん、月やあらぬほどの歌といはれけるとぞ。俊恵歌に竜田山こずゑまばらに成まゝにふかくも鹿のそよぐ成哉。

『後十抄』

後十抄云、深山ノ紅葉ハ早く外山ハ遅シ外山ノ紅葉スル比、深山ハ落葉スル故ニ漸ハヤマヘ鹿ノ出時分ヲ、奥山ニ紅葉踏分ルト云也。山ニ帰ル鹿ニハ非ス。中秋ノ時分ト見ヘタリ。

是ハ秋ノ感ヲ云ヘリ。世間タガ上モ秋ノ悲ヒノ深キ時分ヲ云ハ、深山ヨリ紅葉ヲ踏分テ出テ鹿ノ鳴比也。鹿ノ鳴当位ニハ非ス。俊恵法師、立田山梢マハラニ成マ、ニ深クモ鹿ノソヨクナル哉。此歌ハ季秋心歎。秋深クナレハ又深山ニカヘルナリ。奥山ノ千人ノ紅葉色ソコキ都ノ時雨イカニ染ラン、土御門院御製。

『百人一首秘註』

一此歌ノ心ヲ、外山ヨリ深山ヘ入鹿トイフ説アリ。不用也。

○其故ハ、深山ハ紅葉はやく外山ハ遅シ  
○外山の紅葉スル比、深山ハ落葉スルヲ  
フミ分テ外山ヘ出ル鹿ヲ奥山トハニ云。

○鹿の声ヲ当位ニきくニハ非ス○世間誰  
モ秋の悲ミの深キ時分ハ、深山の紅葉ヲ  
踏分テ鹿の出る比ト也。おなし事なるヘ  
し

三 『後十鈔』との関連の検討

百首全部に、例示したとき『後十鈔』との近い関係が指摘できればよいのだが、そうはいかない。まず、後水尾院の『百人一首鈔』に『後十鈔』がまったく引用されていない時がある。歌番号でいうと、

15・16・27・29・31・32・33・35・42・49・52・55・61・64・68・74・79・  
81・82・83・84・85・88・94・96・97・98

の計二十七首である。また、引用されている分量があまりに少なくて、比較が困難な場合がある。便宜的に『百人一首鈔』に引用されている行数が、三行以下のものを列挙すると、

2(2)・3(3)・8(3)・10(3)・14(1)・19(2)・23(3)・  
24(3)・25(2)・26(3)・28(3)・36(2)・37(2)・38(1)・  
39(1)・40(3)・41(3)・44(3)・45(2)・46(2)・47(1)・  
48(1)・50(2)・53(2)・54(3)・56(3)・57(2)・63(3)・  
65(3)・66(1)・67(3)・69(2)・70(1)・71(1)・73(2)・  
78(2)・86(2)・92(1)・100(2) ( )内は行数。

の計三十九首。以上は検討から除外せざるを得ない。残りの三十四首について、『後十鈔』との関連を調査してみたいところ、次のごとくとなった。

『後十鈔』に近いもの二十首

1(7)・4(7)・5(7)・6(10)・7(4)・9(10)・11(6)・  
12(4)・13(6)・17(11)・18(6)・20(6)・21(5)・22(6)・

30(7)・34(5)・43(4)・60(4)・62(5)・77(4) (『後十鈔』に近いもの十四首)  
51(8)・58(5)・59(4)・72(4)・75(11)・76(9)・80(4)・  
87(6)・89(9)・90(4)・91(5)・93(7)・95(5)・99(6)  
こうして見ると、『後十鈔』に近くないものもかなりあり、それ程の関連はないのではないかと思わせる。

しかし、近くないものの中十二首は、その原因を推定することができ。まず51・59・90は、『百人一首鈔』引用の『後十鈔』が、解釈以外の説明に終始しているので一致しない、と考えられる。51は「かくとだにえやは伊吹のさしも草」の伊吹山についての考証である。59は「やすらはでねなましものをさ夜ふけて」の「やすらふ」が、「猶豫スル心」であるとして、猶豫という疑い深い獣の説明を行なっている。90は「見せはやなをしまあまの袖たにも」の歌が歌合歌であることを述べ、血涙の故事を『蒙求』の下和玉によって示している。

また、72・75・76・80・93・95・99は、『後十鈔』が三光院実枝の説を引用しているために、『百人一首秘註』と一致していないと思われる。たとえば、第七十六法性寺入道前関白太政大臣歌「わたの原こぎ出て見れば久方の」は、『百人一首秘註』では、

一〇此歌ハ両義アリ一義ハわれ舟ニ

のりたる景又一義ハ〇人の舟ニ

のりたる景此両義ナリ

人の、りたる心ハ

○サテ大海原へさと舟ヲをし出して  
より○今朝の○舟出せしなきさは  
みえず○行さきの目あての山も

見えす○蒼海○まん／＼とシテ

其水の○\*\*モなき也

秋水長天ト共一色ト云かことし（\*は不読を示す）

とあり、『後十鈔』では、

後十鈔云、三、是ハ陸地ノ眺望ニ非ス。舟中ノ眺望也。武  
蔵野ナトハ海ノヤウナルト云ヘリ。和田原ハ海ヲ云。ワタ  
ツミハ海神也。原トハ野ニ不限也。渺／＼トシテ広キ心也。  
久堅只空ノ事也。シナテル、ヲシテル、シモトイフ、カッ  
ラキ山ト云モ皆此類枕詞也。惣而枕詞ハ子細ノ有モアリ。  
又久堅ト云テハ空ニハ成マシキ也。漕出テ見レハト云所ニ  
精ヲ入ル也。陸地ヨリコソ空モヒトツナレ、漕出テミルナ  
ラハ限モアラント思ヒタレハ、猶ハテノナキト云心也。故  
前右、我舟ニ乗ルト人ノ舟ニ乗ト二義也。舟ヲ漕出タルハ、  
滄海漫々トシテ目アテノ山モ不見ゾ。イツコヲホトリトモ  
ナク、天トヒトツニ見ユルト也。

とある。ほとんど一致していないのだが、注意してみると一致  
しないのは一行目以後の「三」と記された方で、八行目以後の  
「故前右」の説は、かなりの部分が『百人一首秘註』と重なる。  
「故前右」が三条西実条であることは、『百人一首抄』第六十  
五歌の注に「故前右実條公」とあることから判明する。『公卿

補人』によれば、実条は寛永一七年（一六四〇）十月四日右大  
臣を辞し、同月九日六十六歳で薨じている。慶安二年（一六四  
九）に講じられたであろう通村の注において、「故前右府」と  
呼ばれるにふさわしい人物である。また通村は父の死後、実条  
を師と仰いでいた事実もある。一方「三」とは、その祖父で三  
光院と称された三条西実枝と思われる。『後十鈔』が引用して  
いる「故前右」の説は『百人一首秘註』と重なるが、「三」は  
重ならないという現象は、全般に見受けられる。そして、前述  
の七首は、そのほとんどが「三」の説であるため、両者が一致  
しないと思われる。

また、87や99の一部のように『後十鈔』が、「後十鈔云、抄  
此歌或人」と「抄」を引用している時がある。何の抄である  
か不明だが、この時も『百人一首秘註』と一致しない。

以上を除外していくと、『百人一首秘註』と『後十鈔』が一  
致しないものは58・91のみである。第五十八大式三位「有間山  
いななさはら風ふけは」に、『百人一首秘註』は、

一此歌の本歌ハ人丸

▲しなか鳥いな野を行ハ有間山

夕霧立ぬやとはなくして

○ありまハ撰国也

○心ハ○松に吹かせハこと／＼敷物也

篠ハ風をモツやうにてモタヌ物也

○我レヲおもハぬ人ヲうらむるは

ゐな野、篠ヲさらくゝト

風のふくやう也○風なけれハ

篠もうこかぬ也

○風故ニうごくコトソ

○そなたゆへにわか心ハうごく也

○わすれやハスルハかやう二人ヲハわする、

物にやト常ニあたりテのこと葉也

○出そよトハ篠のそよゝめく也

と注している。上三句の序詞を、風ゆえに篠が動くように、そなたゆえにわが心も動く、有心の序に取っている。対して

『後十鈔』では、

後十鈔云、人丸ノしなかとり猪名野をゆけは有間山夕霧た

ちぬ宿ハなくして、此歌ヲ思ヘリ。此サ、原ノ歌序歌也。

イテソヨト云ハンタメハカリノ序也。是ハ上ノ道具ハカリ

用ニ立タル詞也。いてそよハイテヤト云心也。心ヲ、コシ

テ驚カス心也。イテト句ヲ切テ人トミタルカヨキ也。風フ

ケハ篠ハソヨク物也。ソヨトモナル物也。

と、いてそよと言つただけの無心の序に解しており、基本的に見解を異にしている。

『百人一首秘註』のように有心の序とするのは、冷泉流『米沢本百人一首抄』や、素性不明の『百人一首美濃抄』など少数派である(注9)。『後十鈔』のように無心の序とするのは、『宗祇抄』やそれを受け継いだ『幽齋抄』以来の通説である。

第九十一後京極撰政太政大臣良経の「きりきりす鳴くや霜夜のさむしろに」の歌では、『百人一首秘註』は、

一心ハ秋になりテ新涼の次第ノ二衣ヲ

夜さむなる比ハ○さむしろニ衣ヲ

かたしきてもそゞろさむきナリ

况や秋ふけタル霜夜ナリ

○此霜夜はかりさへあらんに

きりくすのこゑ夜さむヲ

もよほせハ

サテモひとりかもねんと也

○きりくすより独かもねんまで自然の

金作也其故ハ衣かたしきひとり

かもねんもめつらしからす只一首の

とりなしによりて秀逸ト成也

となつている。『後十鈔』は、

後十鈔云、次第ノ二夜寒ニ成タル体也。足引ノ山鳥ノ尾

ノ歌ヲ下ニ含テ詠リ。秋ハ先八月九月正長夜トテ一入襟切

ナル時分ニ、蛩モ始ハ野ニ鳴庭ニ鳴戸ニ鳴ナトシテ次第ニ

狭庭ノ下ニ吹寄也。サテ次第ニ霜夜ニ成タル体也。何トシ

テカ鳴サンスルソト也。蛩ハ狭庭ニ近ク啼ヨレトモ、人ハ

ウトクテ殊更独寝ナレハ明シ難キ也。夜モ長ク蛩モ鳴故ニ

ネラレヌモノ、アツマリタルト也。

である。双方、きりきりすの声に独寝の辛さがますますという解釈

であり同じ内容だが、傍線で示したわずかな部分を除いて叙述が似ていないことが問題である。『百人一首秘註』は簡略に述べているが、『後十鈔』は、『詩経』（国風・幽・七月）の「七月在野、八月在宇、九月在戸、十月蟋蟀入我牀下」を引いて、詳しく説明している。他注を見てみると、『幽斎抄』が「又毛詩蟋蟀入我牀下とあり」という形で『詩経』を引用している。

以上の二首を検討してみた結果、『後十鈔』は『幽斎抄』に近いという傾向があった。『幽斎抄』は、近世初期から中期にかけて、多大な影響を及ぼした書である。『後十鈔』がそれに近いことは、当然ありうる。却ってそれに関わらない部分を持つ『百人一首秘註』に、独自の様相が見受けられる。

おわりに

『百人一首秘註』と『後十鈔』との関係が、きわめて密接であることは疑いない。問題は、『百人一首秘註』がどのような段階で、書き留められたのかということである。

『後十鈔』は、慶安二年に通村が後水尾院達に講じた際の注と考えられている。『尚嗣公記』（陽明文庫蔵）によれば、

三月一八日 十首蟬丸まで

四月九日 十五首三条右大臣まで

四月一四日 十五首平兼盛まで

五月四日 十五首公任まで

五月一六日 十五首良暹まで

五月二〇日 十五首俊恵まで

五月二四日 残り十五首

の七座に分けて、講釈されている。一方『百人一首秘註』には、最初に述べたように、講義の一回毎を示すらしい白紙が所々にあったが、『尚嗣公記』の記録とは全く異なっている。『百人一首秘註』が、慶安二年の講釈のメモとは考えにくい。

『後十鈔』と内容・叙述の一致しない注が、58・91の二例あったことから考えて、それより後、『後十鈔』に基本的に従いながらも、新見解を加えつつ為された講義のメモ、と考えるのが妥当であろう。

ところで、実枝（三光院）の説は『百人一首秘註』に含まれていないが、実条（故前右府）の説は含まれていた。

実隆——公条——実枝————実条——

（逍遙院）（称名院）（三光院）（故前右府）——通村

……幽斎……通勝——

実枝（三光院）は、幽斎の師であった人物である。その注をまとめたものとして、国会図書館本（文禄五年（一五九六）中院通勝自筆本）や、陽明文庫蔵本（文禄二年（一五九四）九条植通の本奥書を有する寛文元年（一六六一）写本）が、現存している。

実条については、百人一首を講じたという記録も、その百人一首抄も現存しないが、『後十鈔』に「故前石」の説が述べられているからには、少なくとも通村にはその講義があったはずである。結局、ある注が本にまともめられているならば、聴聞者はそれをわざわざ筆録する必要がなかったとして、この現象は説明できるのではないだろうか。

『百人一首秘註』が筆録されたのは、慶安二年に『後十鈔』が講釈された時よりは下ると思われ、内容・叙述も少し異なっている。しかし、『後十鈔』が現存せず、後水尾院『百人一首御抄』の引用に頼らなければならない今日、『百人一首御抄』に全く引用されていなかったり、ほんの数行だけたりした場合、『百人一首秘註』は『後十鈔』の説を推定する重要な手がかりとなるだろう。

また、講義の際、聴聞者がどのようなメモを取るかについての資料は一つの実態を示している。同様のメモ形式の注として管見では、陽明文庫蔵の『百人一首聞書』がある(注10)。これは後水尾院が寛文元年(一六六一)に、禁裏で講釈を行なった際のメモと思われる。これらのような書を更に調査することによって、古典講義の実態がいつそう明らかになってくるのではないだろうか。

注

(1) 国文学資料館 請求記号三三五一九一一 紙焼写真本

C一〇一四〇

(2) 『幽斎抄』の序説は、『宗祇抄』系の序説をわずかに増補したもの過ぎないが、①歌はその増補部分にあるので、『幽斎抄』を取上げる。

(3) 『幽斎抄』は、吉海直人氏翻刻の、新藤協三氏蔵寛永八年(一六三一) 版本を用いさせていただく。

『国文学資料館紀要』第一四号 一九八八年三月  
(4) 『百人一首古注釈の研究』所載(六八頁)の本文使用。

田中宗作著 桜楓社 昭和四十一年

(5) 『宗祇抄』には、甲(文明十年(一四七八)奥書)乙(明応二年(一四九三)奥書)二系統があり、乙本は増補系である。その他、応永十三年(一四〇六)二条満基奥書の宮内庁書陵部蔵本があるが、内容は乙本に同じであるので、本稿では応永書写本を用いる。

(6) 『百人一首 全訳注』による。有吉保著 講談社学術文庫 一九八三年一月

(7) 『漢書』巻二十四、食貨志第四上。他に『墨子』『礼記』(8) 陽明文庫本(一四一七七)による。

また、『城南国文』三号(昭和五十七年二月)に、柳瀬万里氏が書陵部本を翻刻しておられる。

(9) (注5)に同じ。

(10) 陽明文庫蔵(二四三一二七) ただし、詳しくは未調査。  
(本学大学院博士後期課程)